

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番号	1	2	3	4	5		
制度	県制度 新型コロナウイルス感染症対策資金融資保証 略称 県新型コロナ	県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動	県制度 危機関連対応資金融資保証 略称 県危機関連	協会制度 危機関連保証 略称 危機関連	県制度 新型コロナウイルス感染症対応資金融資保証 略称 県コロナ対応		
認定書の要否	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください	認定書は不要ですが、経済変動対策資金要件(力)報告書(県の様式)の写しが必要です	中小企業信用保険法第2条第6項(※3)の認定を市町村から受けてください	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定を市町村から受けてください	中小企業信用保険法第2条第6項(※3)の認定を市町村から受けてください
対象要件(全て該当)	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること ③1年以上継続して事業を営んでいること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けていること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること		
保証限度	8, 000万円	1億円	1億円	2億8, 000万円	3, 000万円		
資金使途	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金		
保証期間	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置2年以内)	10年以内 (据置5年以内)		
貸付方式	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付		
保証料率	0.50%	0.60%	0.50%	0.25%~0.90%	0.60% 0.8% (小口扱いは0.65%) 0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)		
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象外 責任共有対象 責任共有対象外		
回収条件	不可	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可	可		
貸付利率	年1.0%	年1.4%	年1.0%	金融機関所定利率	年1.4%		
連帯保証人	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ		
担保	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	原則 無担保			
備考	申込期間 令和2年3月5日~令和2年6月30日 融資実行 ~令和2年8月31日		融資実行 ~令和3年1月31日	申込期間 令和2年5月1日~令和2年12月31日 融資実行 ~令和3年1月31日	以下の要件を満たした場合に、国の保証料補助・利子補給が適用されます 個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ) 小・中規模事業者 (上記除く) ・保証料は全期間、利子補給は当初3年間 ・条件変更により発生した追加保証料は補助対象外		